

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金 申請要領（自動車運転代行業者用）

1. 趣 旨

これまでのコロナ禍による利用者の減少や昨今の燃料価格の高騰により、厳しい経営環境に置かれている自動車運転代行業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付するものです。

2. 交付対象者

交付対象者は、次の条件をすべて満たす自動車運転代行業者とします。

- ① 県内に営業所を有する者
- ② 令和5年7月1日から交付申請日までの間、継続して事業を実施している者
- ③ 交付申請日以降も事業を継続する予定の者

3. 交付対象車両及び交付額

交付対象車両の台数に応じた以下の金額を交付します。

交付対象車両	交付額 (1台あたり)
令和5年7月1日時点で、石川県公安委員会に申請又は届出し、 県内の営業所に配置している <u>随伴用自動車</u> ただし、次に掲げる車両は、除きます。 ・交付申請日までに <u>永久抹消登録又は一時抹消登録を受けた 車両</u> ・交付申請日までに自動車検査証の有効期間が満了し、 <u>車検切れ となった車両</u>	3万円

(備考) 令和5年7月1日までの随伴用自動車の変更に、変更があった日から10日以内に石川県公安委員会に届出をしている場合は、当該随伴用自動車は交付対象とします。

4. 不交付要件

次の要件のいずれかに該当する交付対象者に対しては、支援金を交付しません。

- ① 「運転代行業の法令遵守状況に係る自主点検表」に基づく自主点検の結果、適合しない項目がある場合
- ② 交付申請日前1年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分又は営業停止処分を受けている場合
- ③ 未納となっている県税及び労働保険料がある場合
- ④ 石川県飲酒運転根絶宣言実施要綱に定める飲酒運転根絶宣言事業所への登録にご協力いただけない場合

5. 提出書類

(1) 交付申請書類

次の書類をご提出ください。

	申請書類一覧	チェック
①	<u>交付申請書並びに実績報告書（様式第1号）</u> <同封>	<input type="checkbox"/>
②	<u>交付対象車両一覧表（様式第1号別紙）</u> <同封>	<input type="checkbox"/>
③	<u>支払請求書（様式第2号）（案）</u> <同封> ※県から「交付決定並びに額の確定通知書」を受領した後にご提出いただくものですが、支援金の迅速な交付のために、事前に（案）として内容を確認させていただきます。	<input type="checkbox"/>
④	<u>自動車運転代行業の法令遵守状況に係る自主点検表</u> <同封>	<input type="checkbox"/>
⑤	<u>随伴用自動車の損害賠償責任保険に係る付保証明書</u>	<input type="checkbox"/>
⑥	<u>代行運転自動車（客車）用の損害賠償責任保険に加入していることがわかる書類</u> 例) 共済掛金請求明細書（令和5年7月1日現在における契約内容） 付保証明書	<input type="checkbox"/>
⑦	<u>納税証明書（県税全般：滞納がないことの証明）</u> ※申請日前3か月以内に発行されたもの →最寄りの県総合（県税）事務所で入手できます（詳しくは、7頁）	<input type="checkbox"/>
⑧	<u>労働保険料に未納がないことを証明できる書類</u> →令和3～5年度分の労働保険確定保険料申告書及び領収証書の写し ※口座振替をされている方は、令和3～4年度分の口座振替結果通知ハガキ 又は口座振替された通帳の写し（①口座名義等が記載された頁＋②労働保険料の振替日・振替額が記帳された頁） 上記がない方は、 <u>労働保険料・一般拠出金納付証明書（未納がないことの証明）</u> →石川労働局で入手できます（詳しくは、8頁）	<input type="checkbox"/>
⑨	<u>飲酒運転根絶宣言事業所登録申込書（既に提出済みの場合は不要）</u> <同封> →制度の趣旨（詳しくは、10頁）をご理解いただき、飲酒運転根絶宣言事業所への登録をお願いします	<input type="checkbox"/>

(備考)・必要に応じて追加書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

・提出された書類は返却しません。

(2) 支払請求書

(1)の書類を県で受理後、その内容を審査した上、正当と認めるときは、県から「交付決定並びに額の確定通知書」を発送しますので、当該通知書を受領した後、次の書類をご提出ください。

提出書類	チェック
<u>支払請求書（様式第2号）</u>	<input type="checkbox"/>

(3) 書類の入手方法

申請に必要な様式の電子データについては、石川県のホームページ（下記）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shink/shienkin.html>



二次元コード

6. 申請受付期間

令和5年7月11日（火）から8月31日（月）【消印有効】まで

7. 書類の提出先及びお問い合わせ先

郵送、窓口又は電子メールで受け付けます。

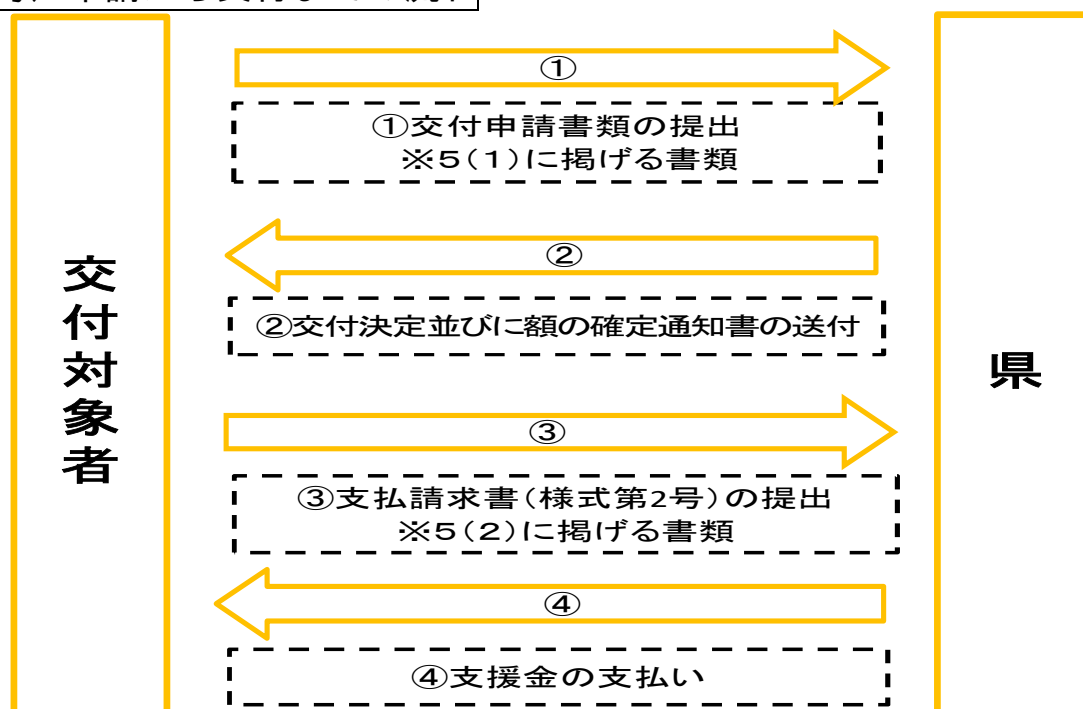
※窓口の受付時間は、原則、平日の8時30分から17時45分までです。

石川県 企画振興部 新幹線・交通対策監室 交通政策課 特別支援金担当
（住所）〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
（電話）076-225-1332
（FAX）076-225-1399
（メール）e120700@pref.ishikawa.lg.jp

8. その他

支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、交付済みの支援金を返還していただきます。

(参考) 申請から交付までの流れ



申請書類の記載例（自動車運転代行業者）

交付申請書並びに実績報告書（様式第1号）

様式第1号

社印・代表者印は、省略可能です

令和 5 年 7 月 14 日

石川県知事

様

所在地又は住所

金沢市鞍月 1-1

名称及び代表者名

〇×代行 株式会社

代表取締役社長 ○〇 ○〇

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金交付申請書並びに実績報告書

標記支援金の交付について、関係書類を添えて、下記のとおり交付申請並びに実績報告します。

記

1 支援金の額

区分	算定式	申請額
自動車運転代行業者	30,000 円 × (4) 台	120,000 円

2 交付対象車両

別紙のとおり

交付対象車両の保有台数を記載してください。

※別紙「交付対象車両一覧表」の台数と一致させてください

3 宣誓・同意事項

※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印☑をしてください

(支援金の交付にはすべての項目に☑が必要です。)

- 交付要綱第4条に規定する交付対象者及び交付対象車両の要件を満たしています。
- 交付要綱第4条に規定する不交付要件には該当しません。
- 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取等には誠実に応じます。

平日の日中に連絡の取れる事務担当者等の氏名、連絡先等を記載してください。

※発行責任者と担当者は同一としても差し支えありません。

※所属・メールアドレスがなければ、空欄のままで差し支えありません。

(発行責任者)

所属 総務課

氏名 石川 太郎

電話番号 076-XXX-XXXX

(担当者)

所属 総務課

氏名 石川 花子

電話番号 076-XXX-XXXX

メールアドレス XXXX@XXXX.co.jp

交付対象車両一覧表（様式第1号別紙）

別紙

交付対象車両一覧表

（事業者名 **○×代行**）

No	車両番号	車検証の有効期間	備考
1	石川 XXX さ 1234	R5. 12. 20	
2	石川 XXX し 5678	R6. 10. 7	
3	石川 XXX す 0910	R6. 6. 16	
4	石川 XXX せ 1112	R7. 1. 28	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

支払請求書（様式第2号）

【交付申請時】日付は空欄のままで結構です

【交付決定並びに額の確定通知後】提出日を記載願います

様式第2号

令和 年 月 日

社印・代表者印は、省略可能です

石川県知事

様

所在地又は住所

金沢市鞍月1-1

名称及び代表者名

〇×代行 株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金支払請求書

令和 年 月 日付け新交第 号により交付決定並びに額の確定通知を受けた石川県地域公共交通等運行継続特別支援金の精算払を受けたいので、石川県補助金交付規則の規定により下記のとおり請求します。

【交付申請時】

日付・番号は空欄のままで結構です

【交付決定並びに額の確定通知後】

県から受領した当該通知書の日付・番号を転記してください

- 記
- 1 請求額 120,000 円
- 2 請求内訳

交付決定額（確定額）	<u>120,000</u> 円
交付済額	0円
精算請求額	<u>120,000</u> 円

3 振込先

金融機関名	〇〇銀行
支店名	□□支店
預金種類	普通
口座番号	××〇〇△△□
口座名義人（ガナ）	マルバツダイコウ（カ）

平日の日中に連絡の取れる事務担当者等の氏名、連絡先等を記載してください。

※発行責任者と担当者は同一としても差し支えありません。

※所属・メールアドレスがなければ、空欄のままで差し支えありません。

（発行責任者）

所 属 総務課

氏 名 石川 太郎

電話番号 076-XXX-XXXX

（担当者）

所 属 総務課

氏 名 石川 花子

電話番号 076-XXX-XXXX

メールアドレス XXXX@XXXX. co. jp

納税証明書の入手方法

「納税証明書（県税全般：滞納がないことの証明）」は、最寄りの石川県総合（県税）事務所で、窓口又は郵送で申請のうえ、入手することができます。

入手にあたっての必要書類や手数料、その他留意事項などは、県税務課のホームページ（下記）をご覧くださいか、最寄りの県総合（県税）事務所にお問い合わせください。

＜県税務課のホームページ＞

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/kenzeinouzei.html>



二次元コード

＜納税証明書の申請・お問い合わせ先＞

小松県税事務所	金沢県税事務所
<p>担当係：納税課 納税第一係 住 所：〒923-8515 小松市園町ハ 108-1 T E L：0761-23-1711</p>	<p>担当係：納税課 納税第一係 住 所：〒920-8585 金沢市幸町 12-1 T E L：076-263-8835</p>
中能登総合事務所	奥能登総合事務所
<p>担当係：税務課 納税管理係 住 所：〒926-0852 七尾市小島町二部 33 T E L：0767-52-6112</p>	<p>担当係：納税課 納税管理係 住 所：〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10 部 11-1 T E L：0768-26-2304</p>

労働保険料納付証明書の入手方法

労働保険の確定保険料申告書及び領収証書等がお手元がない方は、石川労働局が発行する「労働保険料・一般拠出金納付証明書（未納がないことの証明）」をご提出ください。

当該証明書を入手される場合は、「労働保険料・一般拠出金納付証明願（別紙様式2）」に必要事項を記入のうえ、1 窓口、2 郵送、又は3 メールにて申請してください。

<各入手方法の留意事項>

1 窓口の場合

- ・個人情報保護のため、窓口へ来られる方の身分証明書（名刺、健康保険証等）の提示をお願いします。
- ・また、事業主又は社員以外の方が代理で申請される場合には、「委任状」を作成の上、身分証明書と共に提示をお願いします。

2 郵送の場合

- ・返信に必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ・なお、原則、事業場への返送となりますが、事業場以外への返送を希望される場合には「委任状」と共に提出してください。

3 メールの場合

- ・メール本文に申請者の所属する事業場名・氏名・連絡先を入力、証明書ファイルを添付の上、申請して下さい。証明書は事業場へ郵送します。
- ・また、事業主又は社員以外の方が代理で申請される場合には、「委任状」を作成の上、メールに添付してください。

<労働保険料納付証明書の申請・お問い合わせ先>

石川労働局

担当係：労働保険徴収室

住 所：〒920-0024 金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 5階

T E L：076-265-4422

メール：ishikawa-choushuu.e87@mhlw.go.jp

【記載例】労働保険料・一般拠出金納付証明願

別紙様式2

労働保険料・一般拠出金納付証明願

令和 5年 7月 〇〇日

労働保険特別会計歳入徴収官
石川労働局長 殿

所在地: 石川県金沢市西念3-4-1
名称: 労働商事
代表者: 代表取締役 厚労 太郎
担当者: 厚労 次郎
電話: 076-265-4422

下記のとおり、証明書の交付をお願いします。

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	—	枝番号
	17	1	01	123456	—	000
	17	1	01	612345	—	000
	17	3	01	112233	—	000
					—	

目的	・入札参加 ・経営審査 ・領収証書紛失 ・助成金等申請(助成金等の種類:) ・その他(補助金申請)				
証明書提出先	石川県				
希望する証明の種類 (○で囲む)	○未納がないことの証明	対象年度	R3年度	以降	1部
			年度	必要部数	
	・労働保険料等納付済額証明	対象年度	年度	必要部数	部
			年度	必要部数	部



飲酒運転根絶宣言店等登録制度について

1 目的

本年4月に施行した「石川県飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、全ての県民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下、飲酒運転根絶宣言を行った飲食店や事業所を登録する制度を創設することで、飲食店等における飲酒運転を根絶するための取組を推進します。

2 制度の概要

- ・ 県は、飲酒運転根絶宣言を行った飲食店等から提出された登録申込書を審査し、飲食店等に登録証を交付するとともに県ホームページに名称等を掲載します。
- ・ 登録された飲食店等は、登録証を来店客又は従業員の見えやすい場所に掲示するとともに、飲酒運転を根絶するための取組を推進します。

3 取組内容の例（事業所）

- ・ 車両を使用する従業員に、運行前後の飲酒状況を確認します。
 - ・ 従業員に、飲酒運転の根絶に関する研修会等を実施します。
 - ・ チラシ等の啓発物を掲示して飲酒運転根絶を呼びかけます。
- （上記の例のほか、事業所独自の取組みを実施していただいても結構です。）

4 対象

- ・ 石川県内で事業を営む事業所（個人又は法人その他団体の事業所）
- ・ 石川県内で営業し、客に酒類を提供する飲食店

お問い合わせ先（飲酒運転根絶宣言店等登録制度について）

石川県生活環境部生活安全課

住 所：石川県金沢市鞍月1丁目1番地

T E L：076-225-1387 F A X：076-225-1389